平成２２年（フ）第６１号
盛岡市中野１丁目９番29―203号
債務者　立花美恵子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７８号
神奈川県小田原市穴部15―１　エーデルハイム２階102号室、住民票上の住所神奈川県小田原市西酒匂１丁目２番24号
債務者　佐藤　洋一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７１号
神奈川県平塚市四之宮１丁目15番17号　クローネⅡ―102号
債務者　冨岡　　豊
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１８号
新潟市北区長戸呂546番地４
債務者　前田　広美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７号
新潟市中央区沼垂東２丁目４番21号　ジョワーユ201　吉田千恵美方、住民票上の住所新潟市東区秋葉通２丁目3722番地238　市営住宅G棟507号
債務者　後藤　　純
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６号
新潟市北区太田2185番地、前住所神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目15番29号　K．Kハイツ102号
債務者　小林　和民
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４号
新潟市西区寺尾台１丁目５番32号　ハイツ寺尾台Ａ－５
債務者　大野　雅子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９６０９号
大阪市住吉区帝塚山中４丁目３番９号　ヴィレッヂ帝塚山302号
債務者　水野乃り子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７８３号
大阪府枚方市宮之阪２丁目５番５―306号
債務者　柳井　　馨
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１５３号
大阪市此花区伝法６丁目２番１―406号
債務者　中川　礼子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１７０号
大阪府高槻市深沢町２丁目３番６―708号
債務者　齊藤　和義
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２４８号
大阪府豊中市上新田３丁目３番25―305号
債務者　大浦比呂年（旧名廣敏）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３１６号
大阪市住之江区浜口西２丁目１番３―603号
債務者　森分智壽子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―1129号
債務者　岩崎　勇夫
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３号
大阪府八尾市高砂町５丁目50番地　府営住宅886号
債務者　中谷　菊子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５号
大阪府箕面市萱野２丁目９番15号
債務者　藤井満寿美（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１００号
大阪市北区同心２丁目15番９号　シティーコートブラン602号室
債務者　宮永幸英子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部